

令和 6 年 4 月

適格請求書発行事業者の皆様

邑南町

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

地方公共団体は、会計ごとに適格請求書発行事業者登録を行います(消費税法第 60 条第 1 項)。邑南町でも、消費税申告を行う会計ごとに適格請求書発行事業者として登録していますので、下記のとおり登録番号等をお知らせします。

お手順をお掛けしますが、ご対応をよろしくお願いいたします。

登録名称	登録番号	登録年月日	担当部署
邑南町	T9000020324493	R5. 10. 1	全部署 (各診療所を除く)
邑南町水道事業	T1800020000179	R5. 10. 1	水道課、各支所
邑南町下水道事業	T4800020006702	R6. 4. 1	
邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計	T3800020006307	R5. 10. 1	町民課、各診療所
邑南町電気通信事業特別会計	T6800020000166	R5. 10. 1	情報みらい創造課

※水道課、町民課、情報みらい創造課、各支所では、登録名称「邑南町」の他に別の登録番号も扱います。

※登録名称「邑南町」が一般会計に当たりますが、一般会計は消費税申告を行いません(消費税法第 60 条第 6 項)ので、インボイスを省略されても差し支えありません。

※「邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計」は、簡易課税制度の適用を受ける(消費税法第 37 条第 1 項)ため、インボイスを省略されても差し支えありません。

※「邑南町下水道特別会計」は、地方公営企業法適用のため令和 6 年 4 月 1 日に失効し、新たに「邑南町下水道事業」として適格請求書発行事業者登録を行っています。

※国民健康保険事業特別会計(町民課)、後期高齢者医療事業特別会計(町民課)については、適格請求書発行事業者登録を行っていません。

※法人登録を行っているのは、「邑南町」のみです。

◎国税庁のサイトでインボイス登録番号の実存を確認できます。

『国税庁 適格請求書発行事業者公表制度』

<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

【お問合せ先】 邑南町役場財務課 TEL:0855-95-1119